

平成25年9月10日開催

全員協議会会議録

全員協議会会議録（平成25年9月10日開催）

○日程

平成25年9月10日（火曜日） 午後1時50分開会

◎特別養護老人ホームの管理・運営について

◎小清水町コミュニティプラザ及び町立図書館の指定管理について

◎その他（太陽光発電所建設計画について）

○出席議員（10名）

1番	林 幸雄君	2番	大石誠示君
3番	下平正吾君	4番	森 浩君
5番	八木勝正君	6番	槻間善高君
7番	工藤孝一君	8番	高橋隆文君
9番	遠藤満夫君	10番	坂田秀昭君

○説明のため出席を求めた者

小清水町長	林直樹君
小清水町教育委員長	鬼塚茂君
小清水町代表監査委員	中島正喜君
副町長	森田明君
教育長	渡邊等君
総務課長	加藤友幸君
企画財政課長	鈴木祐之君
保健福祉課長	久保弘志君
愛寿苑長	河西定博君
社会教育課長	瀧口顕君

○会議の事務に従事した者

議会事務局長	中野也寸志君
書記	窪田浩子君

◎開会の宣言

○議長（坂田秀昭君）ただ今から全員協議会を開会いたします。

（開会 午後 1 時 5 0 分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議録署名議員は

4 番 森 浩 議員

7 番 工 藤 孝 一 議員

を指名いたします。

◎特別養護老人ホームの管理・運営について

○議長（坂田秀昭君）はじめに特別養護老人ホームの管理・運営についてを議題といたします。説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）

それでは、協議事項の 1 「特別養護老人ホームの管理・運営」につきましてご協議させていただきます。

5 月 2 9 日開催の議員協議会において、特別養護老人ホームの管理・運営につきましては、かねてより日本赤十字社北海道支部に対し受託要請していたものでありますが、5 月 1 6 日に受託できない旨の回答があったところのご報告をさせていただいたところでございます。この際に、日本赤十字社からの回答が予定より大幅に遅れたことによりまして、特別養護老人ホームの改築及び管理・運営に係る事業推進スケジュールを施設の建設年度は、平成 2 6 年度から 2 7 年度へ、施設の民営化については、現施設における管理・運営を平成 2 6 年度から 2 7 年度へ、新たな施設における管理・運営は平成 2 7 年度から 2 8 年度へと、それぞれ見直すことにつきましてもお合わせてご協議・ご報告をさせていただいたところでございます。

その後、6 月 1 1 日特別養護老人ホーム改築・管理運営検討委員会を開催し日本赤十字社からの回答内容を報告するとともに、事業推進スケジュールの見直しについてもご協議させていただき、それぞれご了解をいただいたところでございます。また、当委員会では、今後の施設の管理・運営のあり方についてもご協議いただいたところでありますが、その結果は昨年 2 月に策定いたしました基本構想に基づき「施設は公設民営化」、「施設の運営事業者は町内の事業者が望ましい」ものとして、取り進めるべきものとされたところでございます。

これを受けまして、施設の管理・運営者として町内唯一の社会福祉法人であります小清水町社会福祉協議会に対し、7 月 1 7 日付けで正式に受託要請をさせていただいたところでございます。社会福祉協議会といたしましては、住民が住み慣れた町で、安心して暮らし続けることができる住みよいまちづくりに少しでも貢献したいとの思いから、事務段階における協議を経て、役員協議会並びに理事会において慎重にご検討いただいたところでございます。

その結果でございますが、8 月 2 1 日に「町の期待に添えず誠に心苦しい限りではあるが、今回の要請についてはお断りをする。」との回答があったところでございます。

その理由といたしましては、1 点目は「経験のない業務を受けるにあたっては当然、準備段階から業務受託準備室の設置など、職員体制の整備が必要となるが、社会福祉協議会にはこの

ような余力を持ち合わせていないこと。また、経営管理能力を有する人材の確保が難しいこと。」、2点目は「業務を受託するうえで本来経営者として重責を担うこととなる役員の設置体制について、現状の役員には責任を負うことができるような在り方になっていないこと。また、今後においても、常勤役員等の人材確保のあてがないこと。」、3点目は「過疎地域における介護・看護職員の確保について、これまでも自らの経験により人員を定数維持していくことの厳しい現状を認識しており、依然として過疎地域共通の課題となっていること。」の3点でございました。

町といたしましては、大変残念な結果ではありますが、受け入れざるを得ないものと判断したところでございます。この結果を踏まえて、特別養護老人ホームの管理運営者をどのように選考するかにつきまして、9月6日特別養護老人ホーム改築・管理運営検討委員会を開催し、ご協議申し上げたところでございます。その内容でございますが、基本的には基本構想に基づき「施設の運営事業者は町内の事業者が望ましい」ものではあるが、現時点におきまして、町内には施設を運営できる事業者は日本赤十字社及び社会福祉協議会以外には無いものであるため、町外を含め広く公募等により選考していくことで、ご了承をいただいたところでございます。

今後におきましては、公募条件等を精査のうえ広く運営事業者を公募していくこととなりますが、この選考にあたりましては住民の理解は欠かせないことから、町議会、特別養護老人ホーム改築・管理運営検討委員会及び関係者の皆様のご意見をいただきながら慎重に取り進めたいと存じますので、ご理解のうえご協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、運営事業者につきましては、遅くとも平成26年9月末までには選考させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、特別養護老人ホームの管理・運営についての説明とさせていただきますので、ご協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（坂田秀昭君）説明が終わりましたので質疑を受けます。

5番。八木議員。

○5番（八木勝正君）これから公募をするということですが、公募の仕方として地域を限定した公募になるのか地域を限定しない公募となるのかお尋ねします。

○議長（坂田秀昭君）答弁願います。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君）基本的には地域は限定しない、あくまでも広く公募をするという考え方でございます。

○議長（坂田秀昭君）他に質疑のある方。

4番。森議員。

○4番（森浩君）公設民営化にこだわっているのですが、公募するとどこからどのように来るかわからないのですが、どうですか今の愛寿苑の規模を大きくするなり、職員の確保に努力しながら、とりあえず公募しなくても次の受け皿の会社が現れるか、もしくは社会福祉協議会が規模的にも組織的にきちとなるのを待ってやることはできませんか。

○議長（坂田秀昭君）答弁願います。

林 町長。

○町長（林 直樹君）先ほどの私の説明にも申し上げたとおり、新しい愛寿苑につきましては、公設民営化ということで昨年の2月に検討委員会で一つの方針が出されておりました、その後も町議会でもそのような説明をさせていただきましたし、今回もあらためて検討委員会でその方針については確認をさせていただいておりますので、当面、森議員の言ったように進めるのではなくて、やはり公設民営という方針で進みたいと考えております。以上です。

○議長（坂田秀昭君）他に質問ある方。

3番。下平議員。

○3番（下平正吾君）今の町長の答弁を聞きますと、公設民営化それは聞いております。只その背景に、その案件に、我々に説明する前に日赤の問題がでてましたよね。日赤も民営ですけども日赤が受けるのであればそれも一つの手であると理解していたが、日赤がダメなら話は別ですから、焦ってやらないで森議員の言ってるような話の中ですすめていかないと、人を扱う特養老人ホームですから、どこでもここでも入札して、それにだいたい合致するから良いだろうと言うことではなくて、慎重にやってほしいと私は個人的に思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）下平議員のご意見としては承りますけども、基本的に私どもとしては公設民営という方針を定めて一番いいのは小清水町内に医療機関のある日本赤十字社にやっていただくのが一番いいと考えました。先ほど説明したとおり、それが断られたんで次善の策として、町内でその資格を持っている社会福祉協議会にあたりましょと、それがダメであれば広く公募するというのは、その時点から私ども申し上げていたのであって、急にここに来て考え方が変わったわけでは全くないので、その点ご理解をいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）他にありませんか。

1番。林議員。

○1番（林幸雄君）今、町長の答弁の中に日赤がダメなら社会福祉協議会ですよと、ありきですよとありましたが、私の聞き違いかどうかわかりませんが頭の中になかったのでお聞きしたいのですが、元々そういう構想の中で説明があったということですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）一番いいのは、先ほど言ったとおり医療機関である日本赤十字病院に関連する日本赤十字社にお願いしたいと、次にそれがダメであれば町内の有資格者にお願いしたいというのは最初から言っていたのであって、それは町の社会福祉協議会という名前は言ったかどうかわかりませんが、あとの有資格者は社会福祉協議会しかないんですね、今のところ、ですから先ほど言ったように考え方は最初から全くぶれていないというふうに思います。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。他に。

1番。林議員。

○1番（林幸雄君）今の質問と合致するところもあるかもしれませんが、私も勘違いして伺っためんがあるかと思いますが、頭の中に入っていなかったもので、26年9月までに決定したいということですが、例えば町内にそういう業者がいないと、どういう業種の方が理想だと思われるか、もしありましたら伺いたい。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君） どういう業種というか、社会福祉施設の運営に経験のある事業者をお願いしたいと、全く初めて何もしたことのない人に80人の命を預けることになかなかならないので、そういう方をお願いしたいというのが一つと、町民に理解を求められる業者を選びたいと思っていますし、三つ目としては確実に職員を確保できる見通しのある、そういう事業者をお願いしたいと考えています。ここは良いのではないかと決めて、実は職員が確保できませんというようなことになれば80床のところは60床で運営しなければいけないという事態も生じますので、そうすると収支も悪くなるので、先ほど言ったように経験のある方、そして町民に理解の得られる方、そして職員を確実に確保できるような事業者を指定管理者として選んでいきたいと思っています。以上です。

○議長（坂田秀昭君）他に質疑のある方。

3番。下平議員。

○3番（下平正吾君）町長、基本的には今の特養老人ホームに勤めている雇用されている方は、指定管理者が例えばどっかに決まると、その人達はそのままいくということではなく、新たにその受けた業者が公募して、今の働いている人も応募してやるんですか、そのまま経験者としていくんですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）基本的に、今特養で働いている職員は、希望すれば移行できるようにしたいというふうに考えていますし、特養の職員に昨年の12月から2回ほど説明会やっていますが、職員で希望しますかと、できるだけ行っていただきたいんで、と言ったら、その時点では皆さん方、行きたいと言っていました。全員が移行したいと。ですから、指定管理をお願いした業者が、最初からゼロから公募するのではなくて、今いる方は基本的にそっちの方に希望すれば行っていただくということを基本にしたいと思っています。以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

3番。下平議員。

○3番（下平正吾君）人員の確保の問題はベッド数の増えている分だけの人員の確保ですね。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）そのとおりです。たぶん20人くらい新たに雇用しなくてはならないとお思います。

○議長（坂田秀昭君）3番。下平議員。

○3番（下平正吾君）今、愛寿苑に勤めている方々がそこへ行けば、経験者としてかなり活躍できると思うのですが、それでもやっぱり、例えば町内の方で手を上げてやりたいという、その他にあと何人かを確保してやるというのは可能ですよね。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）それはできません。特別養護老人ホームを管理する方は社会福祉法人の資格を持っているか医療の関係で病院を経営しているとか、そういうことでないと誰でもでき

ないということなんです。グループホーム陽だまりとはちょっと違うので、ですから、そういう意味で小清水の業者で特養の指定管理を受けられるのは、日本赤十字社もしくは町の社会福祉協議会しかないんです、今のところ。

○議長（坂田秀昭君）3番。下平議員。

○3番（下平正吾君）今現在は、地方自治体はかまわないということですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）そうです。

○議長（坂田秀昭君）3番。下平議員。

○3番（下平正吾君）地方自治体はやるのが一番いいんですね。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）一番いいかどうかは、一覧表はまだわたってないんですけども検討委員会ではオホーツク管内の特別養護老人ホームの運営主体一覧表等もお配りしてですね、実際やってるんですが、今管内の特養で直営でやっているのは、小清水町と佐呂間町、津別町です。

津別町は恵和会に近年中に移行するという事で契約も締結しているようですので、残るのは小清水町と佐呂間町、あとはみんな民間になりました。以上です。

○議長（坂田秀昭君）他にありませんか。

6番。槻間議員。

○6番（槻間善高君）一年間延びたわけですが、管理者の意向をふまえて建物の設計を行うという話もありますけども、建物についてはどのようになっていきますか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君）基本設計を終えまして現時点で実施設計を進めております。管理者さんが決まらないということですので、管理者さんの関与は最初から持った中でいい施設づくりをしたいと思っておりましたが、適わないものとなってございます。ですので、コンサルさんを中心といたしまして、今協力をいただいているのは現在の愛寿苑の職員さんに近隣のユニット型の施設を見に行っていて、その意見等を取りまとめている最中ではありますが、当面については実際に働く方のご意見をいただきながら、実施設計については本年度末までに完成をしたいと考えてございます。その後1年間あいた中で、26年度あくわけですが27年度建設を迎えるということになりますが、極力本年度については具体的に申し上げますと、北見の北寿苑のユニットが、管内では一番良い施設でしょうというふうに聞いていますが、あと美幌の特別養護老人ホームですね、この2つを愛寿苑の職員さんと一緒に行ってきてます。そういった中でいろんなご意見等もその施設に働いている方からもお聞きしておりますが、そういうご意見を取り入れながら、コンサルさんの専門性もございまして、管理者がどなたになっても、手戻りにならない様な形で実施設計については本年度中に終わりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。他にありませんか。

5番八木議員。

○5番（八木勝正君）公設民営化で進めていく中で、どこの業者さんが来られても起きる現象

だと思いますが、スタッフの関係でどうしても町内におられるスタッフの引っ張り合いだとかが多少懸念されるかと思われるんですけども、そういった部分を少しでも緩和できるようなことも是非考えて、今後条件の中で、もし考えられるのであれば、考えてもらえればという願いがあります。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）町内の業者さんで引っ張り合いと言うことがどういう形が出るのかわかりませんが、指定管理にお願いする方に、そういうことは避けてくださいと仮に言ったところで、選ぶのは働いている人なので、非常に難しい問題ではないかと。当初、特養を日本赤十字社にお願いしたいと公言しておりましたので、そのときには斜里とか清里の関係者から日赤がするんだったらきっと条件がいいだろうから、うちのところから、人が行ったら困るといふ危惧するようなお話は聞いているのですが、同じことが町内でということだと思いますが、なかなかこの方策というのは難しいのではないかと思います。仰ってることはよくわかるのですが。以上です。

○議長（坂田秀昭君）他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）なければ、今説明にもございましたように日本赤十字社・社会福祉協議会この二つについては指定管理をできないという形でございますので公募をすると、そして地域外も含めて公募するということについては了承していただいたと判断してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）それでは、特別養護老人ホームの管理運営についてはこのへんにとどめたいと思います。

◎小清水町コミュニティプラザ及び町立図書館の指定管理について

○議長（坂田秀昭君）次に、小清水町コミュニティプラザ及び町立図書館の指定管理についてを議題といたします。

説明を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）それでは、小清水町コミュニティプラザ及び町立小清水図書館の指定管理について、ご説明をいたします。

小清水町コミュニティプラザ及び町立小清水図書館の指定管理者への移行についてですが、町として、町民の皆さんの生涯学習の推進、余暇活動の充実と町民交流の場として、平成7年度に小清水町コミュニティプラザ並びに小清水町図書館を設置し管理運営を行って参りました。そして多くの町民の皆さんにご利用をいただけるように、今日まで図書の充実に努めるとともに平成18年度からは日曜開館の実施等サービスの充実に努めてきたところでございます。

このような中で、利用者のニーズに対応し、町民の皆さんの更なる生涯学習、余暇活動の充実、児童・生徒の図書館利用機会の拡大を図るため、平成26年度から小清水町コミュニティプラザ並びに町立小清水図書館について、指定管理者へ移行を行い、現在休館日としている図

書館の月曜日の開館並びに祝日の開館を実施するなど開館日の拡大を図り、町民の皆さんの利便性の向上に努めるとともに、住民サービスの充実を図って参りたいと考えております。

また、指定管理者への移行に合わせて小中学校と連携を図り、定期的な職員の訪問等による学校図書室での図書資料相談サービス等を新たに実施し、学校教育活動の支援についても行って参ります。

このように住民サービスの一層の拡充を図るという観点から、平成26年度から指定管理者へ移行することと考えております。

なお、この件につきましては、本年1月29日に開催されました行財政改革推進審議会においてご説明させていただきまして、その方針についてご了承いただいているところでございます。

今後の日程につきましては、9月末に指定管理者の公募による周知を開始し、10月に指定申請書の受付実施、11月には応募者のプロポーザル・ヒアリングによる指定管理者の選定を実施、そして12月の定例町議会におきまして指定管理者の指定と債務負担行為の設定について議案提案させていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご協議方よろしくお願い申し上げます。

なお、指定管理者募集の概要については、別紙に配布しておりますが詳細については担当者の瀧口課長の方から説明を致します。

○議長（坂田秀昭君）瀧口社会教育課長。

○社会教育課長（瀧口顕君）それでは私の方から、皆様方のお手元にお配りしております「小清水町コミュニティプラザ及び町立小清水図書館指定管理者募集要項概要版」につきまして、説明をいたします。募集要項の作成にあたりましては、関係する皆様方のご要望ご意見を伺いながら、そのご意見をくみ取り検討しながら作成したものでございます。

この概要版につきましては、主に概要ということで申請に際しての手續等を省いた形ということで概要版となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

「小清水町公の施設にかかる指定管理者の指定手續等に関する条例」第2条の規定により、次のとおり小清水町コミュニティプラザ及び町立小清水図書館の指定管理者を募集します。ということで、1といたしまして募集の趣旨について、ここに記載しておりますとおりでございます。指定管理者の指定にあたりましては、先ほど教育長からもお話がありましたように、住民サービスの拡充・向上のため民間事業者の旺盛な活力を活用し、より魅力的な利用者の満足度の高い施設としたいと考えております。そのためにサービス向上の方策や魅力を高める事業等について、意欲的で創意工夫のある提案を期待し、広く事業者を募集します。ということでございます。

施設の概要につきましては（1）概要ということで載せておきまして、名称につきましては小清水町コミュニティプラザ及び町立小清水図書館、以降、所在地・施設規模・施設内容につきましては、ここに書いてあるとおりでございます。

（2）の開館時間、休館日でございます。図書館部分及びコミュニティプラザ視聴覚室・共用部分の開館時間、休館日については、平成26年度から変更となります。ということでございます。アといたしまして開館時間、まず図書館部分でございますけれども、月曜日から金曜日9時半から20時ということになっております。変更前につきましては括弧書きで記載しておきまして、月曜日は休館日ということになっております。火曜日から金曜日につきましては9時から20時となっておりますので、変更前につきましては月曜日新たに開館とするということと、火曜日から金曜日につきましては30分繰り下げさせていただくということで、1週間、月曜日から日曜日まで休みなく行うということ

で、必要によっては毎週月曜日の休館日に対応していた準備事務なども生じてくるということで30分ほどの繰り下げをお願いしたいと考えております。

それから土曜日、日曜日、祝日につきましては9時半から17時半ということで、変更前につきましては、土日につきましては9時から17時、祝日は休館日となっております。これにつきましても、土日につきましては30分繰り下げいたしまして、逆に終了時間を17時半に繰り下げるということで、これにつきましては働いている方々の要望などがありまして、17時じゃなかなか仕事の終わる関係もあって、利用するお子さん達の関係などありまして30分繰り下げいただきたいという要望もありましたので、30分繰り下げたいと考えております。祝日につきましては、新たに開館するというで考えております。

従いまして開館日数でいきますと、例年292日間開館していたのですが、54日ほど増となりまして、年間346日開館というふうに考えております。それから、次コミュニティプラザ視聴覚室、共用部分につきましては、月曜日から金曜日につきましては9時から22時、変更前につきましては月曜日休館日となっておりますけれども、月曜日につきましても図書館と同様に開館するというで考えております。

土曜日、日曜日、祝日につきましては9時から17時ということで、祝日は従来休館日となっておりますけれども、同様に開館するというで考えております。

子育て支援センター部分におきましては、従来同様変更なしで9時から17時ということでございます。イの休館日につきましては、図書館部分につきましては、基本的に毎月1回の蔵書点検日と年末年始の12月30日から翌年1月5日までの部分だけを休館日とするということで、それ以外については開館するというで考えています。コミュニティプラザ視聴覚室、共用部分についても同様に考えてございます。

続きまして、次のページでございまして、子育て支援センター部分につきましては、基本的に従来と同様ということで、従来どおり日曜日、年末年始、国民の祝日に関する法律に規定する日が休館日となっております。それから3番目管理業務の範囲でございまして、詳細について省略させていただきます。より細かい部分につきましては仕様書などでまた定めさせていただきたいと考えております。図書館事業に関する業務、コミュニティプラザに関する業務はそれぞれ施設の運営管理に関する業務ということでございまして、3番目の子育て支援センター事業に関する業務につきましては、あくまでも施設の維持管理に関する業務となっております。人件費、行事などの行事費等の運営経費は除くということで、当然職員は従来どおり教育委員会の職員がそのまま行うということで、現行の形で行うことを考えております。あくまでも施設の部分についてだけ維持管理を指定管理者にお願いするというでございまして。

それから、4番目の管理運営の基準ということで、(1)から(7)まで定めております。(1) 職員の配置でございますけれども、館長1名、図書館司書2名以上、その他の職員1名以上等により運営し、施設の管理運営に適正な人員配置を行うことということで、現行の職員体制が館長1名、図書館司書2名、その他の職員1名ということでやっていますので、現状と同じ体制で指定管理者運営後も行ってもらうということで考えています。(2) 番目、図書資料及び新聞・雑誌・消耗品等の物品の購入にあたり、町内事業者の活用を図ることということで基本的に図書資料、ここに書いてます物品の購入にあたっては当然町内の事業者を活用してもらって、どうしても町内で間に合わない部分につきましては、町外も場合によってはあり得るということで原則としては町内業者を使うということで定めております。(3) 番目ですけれども、労働関係法令を遵守して適正な労働条件により雇用を

行うとともに、職員の町内居住に配慮することということで、当然労働関係法、そして職員につきましては基本的に町内に居住してもらうということを考えてもらうよう考えたいと思っております。

(4) 番目、指定管理業務を通じて取得した個人情報の取り扱いについては、内部規定を作成するなど十分に注意を払うこと、この点については図書館については特に個人の趣味趣向とかいろいろな情報を取り扱うということで、本当に大切な部分だと思っております。ですから個人情報の部分につきましては、本当に慎重に取り扱ってもらうということを指定管理者には話をし、きちっと守ってもらうと、そのためにいろんな制度も作ってもらうというふうに考えております。(5) といたしまして防犯、防災、緊急時等に備えマニュアル等の整備を行うとともに、状況により臨機に対応するなど適切な対応を行うことができるよう職員の指導・訓練を行うこと、ということで消防等の防災・防火などは当然として、いろんな災害に対応できるようにということで、訓練などを行ってもらうというふうに考えております。(6) といたしまして小中学校との連携を図るため、週1回学校図書室での図書資料相談サービスを実施するなど学校教育活動の支援を図ること、ということでございます。図書館の職員の持っている知識、もっている資料などを活かしてもらいながら学校の教育支援を図ってもらおうと考えております。(7) といたしまして、業務を遂行する上で図書館法をはじめといたしまして関係法令、条例及び規則を遵守することということになっております。それから5番目につきましては、使用料に関する事項ですけれどもコミュニティプラザの使用料は、指定管理者の収入として収受されます、ということになっております。基本的には図書館の使用にあたっては使用料はもらうことはできませんので、あくまでも施設の使用料ということで視聴覚室の貸出使用料等が年間4万5千円ほどありますので、そういうようなことをさしております。6番目につきましてですけども、管理運営に要する経費等ということで定めております。(1) につきましては、町が支払う指定管理料はということで、施設の維持管理・運営に要する経費ということにしております。それから、申請団体が提出する収支予算書に定める管理料の積算にあたってはということで、まず収入額及び物件費については収入額及び物件費基準額を参考に算出するとともに、人件費については施設の管理・運営に必要な経費により算出して下さいとなっています。基本的に、物件費の基準額につきましては、こちらの方で毎年のかかる経費を算出したしまして、なおかつ54日増える部分がありますので、その部分も燃料費・電気料と増える部分がありますので、その部分を加えて物件費基準額ということでお示ししたいと考えております。したがって、人件費についてそれぞれの指定管理者さんで、この日数の部分で人を配置させて対応する中で、算出して出していただきたいと考えております。(2) といたしまして、管理料の支払い方法についてはということで、町と指定管理者が締結した協定書に定めた内容により支払うものとするということでございます。また、管理料は3年間変更しないものとするということで、ただし、当初合意した管理料が著しく不適切となった場合は、協議の上変更することができるということで、これは他の部分もそうですが、いろんな不測の事故が起きてきた場合、そのときに協議の上変更することができるということで定めております。(3) といたしまして図書資料購入費ということで記載しております。図書購入費・視聴覚資料購入費を含みますけども及び新聞、雑誌類購入費について下限額を設けているので、購入額を下回らないように計画的な購入を行うことということとなっています。これにつきましては、基本的に指定管理者に指定管理費を支払って、その中でおこなってもらいますけども、当然図書を購入する額はこちらで定めた額で定期的に買っていただく、あくまでもその部分を他に流用することの無いように教育委員会で見ている予算額450万円、新聞雑誌追録類購入費については95万円、この額で買ってもらいながら定期的の実績報告という形で書籍の実績報告をしてもらうということで考えています。

続きまして次のページでございます。7番目といたしまして指定期間となっております、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とするということで、基本的に初回につきましては、まず3年間という中で契約を結んで参りたいと考えています。8番目といたしまして申請の資格となっております。(1)です、団体であること法人格の有無は問わないとなっております。あくまでも個人とは結ばませんので団体ということになっております。(2)といたしまして小清水町内に事務所を有することということで、地域に根ざしてもらえることを主眼におきまして、小清水町内に事務所を有することとしております。欠格事項については、たくさんありますが、それにつきましては、省かせていただいております。9番目につきましては、申請受付期間として募集期間といたしましては、平成25年10月1日から平成25年10月21日、3週間ということで定めたいと考えております。10番目といたしまして選定の基準ということで、候補者としての選定基準は、次のとおりとするということで、アからオまで載せさせていただいております。アにつきましては当然利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。イにつきましては、施設の効用を最大限に発揮するものであること。ウにつきましては、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。エにつきましては、施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。オにつきましては、住民サービス向上につながる、創意工夫のある企画等を実施する見込みがあることということで載せています。以上、指定管理者の募集要項の概要についてご説明いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）説明が終わりましたので、質疑を受けます。

1番 林議員。

○1番（林幸雄君）説明の内容ではないのですが、指定管理業者だから時間の変更などをサービス向上のためにやるという考えなのか、これからのサービスはこうあるべきとしてなったのか、基本的な考え方をお聞きしたい。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）基本的に指定管理等については、住民サービスの向上を図ることが大きな目的です。そのことによって教育委員会としても、具体的に図書館は営利を追求する施設でなく、教育施設ですので、最低限の人事管理だとかを大切にさせていただきたいという事務局サイドの形があります。ただ、住民サービスの適切な向上を図るためには、開館日数を増やしていくことが町民の要望に応えるという、大きな目標があると思います。それと読書活動に対することを聞かれたときに、答えられる職員の教育もしていただきたいということと、もう一つは、学校教育と連動した読書活動をさせるというのも子ども達の教育を上げる方策となっているので、一つの基準として学校図書との連携、今は学校図書とオンラインで結んでいますが、やはり司書が行って学校の子どもの要望だとか読書活動を上げるための、効果を期待するために新たに学校図書との連携ということで、小中学校に図書館の司書が行ってもらえるような仕様をもんでいます。開館時間の要望だけが大きな目的では無いので、たまたま指定管理にむけた、住民サービスのために読書活動していただくための会館日数を増やしたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）

1番 林議員。

○1番（林幸雄君）町民サービスの向上を図るためにということが随時出てきますが、であるのであれば町職員はどうだったのか、それは問われると思います。違いはこうなんです、指定管理者にするからそうやってくださいというのか、日常考えていたのか、お聞きしたかったのですし、そうであるならば是非こういうことは、取り入れていきたいとかそういう自然な動向があつてしかりかと思つたのでお聞きしたんです。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）今の図書館の職員が嘱託含め4人、図書館も役場の職員ですから常に移動があります。移動で専門的な司書が移動したりというケースも出てくるので、司書が恒常的に長い年月配置していくのが、町民のために要望に応える要因かという部分があつて、職員が悪いということではなく、民間に求めていくことによって民間活力を導入したいという大きな目的があります。

○議長（坂田秀昭君）他にありませんか。

3番 下平議員。

○3番（下平正吾君）私どもの所管のことで申し訳ないのですが、定例会で先ほど中間報告させていただいたのですが、一定の要件が整えば指定管理者の運営も良いのではないかと、報告させていただいたのですが、基本的に図書館は教育の場ですから、本当は教育委員会の管理の下で町が直営でやるのが一番理想かと思うが、なお一層の町民に対するサービス向上や利用しやすいということでやるんだと思いますけど、先ほど月曜日から金曜日まで何時から何時までと土・日・祭日は何時から何時までと言ってましたけど、一人の人間がそんなに働けるわけがないのですから、管理を受けた人は今まで町が直営でやっていた人数が3人でやったものが、5人か6人いなければやれない時間帯になっている訳ですから、町は管理料としては従来どおりの管理料を払うのか、それ以上、上まわって払うのか、払えば良いけれど払わないで5人6人でやれというのは難しい問題だし、やっぱり休むときは休む、利用するときは利用してもらうように、町民に理解得るところはさせなければダメです。町民に言われたとおり何でもかんでも、晩は12時までやれといわれたらやるんですか、やれないでしょう、ある程度住民サービスは考えないといけないですけど、あまりにも極端に、これなら3百何日開いてますよ、これだったら受ける人が大変だと思います。それであれば管理費をやつて時差出勤でもやつてバランスをとっていくのなら良いけど、難しいと思います。指定管理の状況も報告させていただきましたけれども、それぞれが形が違つてもいいんですよ、いいんですけども成功したところに視察研修に行つてますから、あんまり進んでいないようなところには行つてないから、良く見せられたんですが、確かにきちつとやれば良いことは良いんですが、あんまり労働過重になるような日程の組み方はしない方が良いと思います。それは町民にきちつと理解してもらわないと、その代わり違つところでサービスをすると、小学校・中学校の学力向上のために図書館はこういうことする、教育委員会はそこでたまに出て行つて、指定管理者にこうさせるとかそういうことが一番大事だと思いますがどうですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）今4人いるが、今度は6人必要ですと、それを今までの費用の中で賄ふということは全く考えていません。したがつて手を上げる方は、この時間開けるのに正職員が何

人で臨時が何人という計算をすると思うのですが、かかる費用がこういう積算でこれだけかかるということになれば、基本的に払うつもりです。ただ、極端に高い単価でなく常識の範囲であれば、これだけ開館するのですから、今以上に人権費がかかるかもしれない、それは払うべきだし、この施設は儲かる施設でないの、人権費を削ったら、3年契約が2年で許してくださいと言われても困るので値切るつもりは全くないです。かかる人権費は払わなければならないと思っています。

○議長（坂田秀昭君）今の答弁でよろしいですか。

3番 下平議員。

○3番（下平正吾君）はい。

○議長（坂田秀昭君）他に質問ありませんか。

7番 工藤議員。

○7番（工藤孝一君）既に、行財政審議会で了解をいただいているという説明でしたが、先の質問でも話したように、来年度4月1日からの実施には賛成できません。もっと、図書館に近い町民の方との議論をしたうえで進める、教育長が言われたとおり町民にとってのサービス向上がそのことで目的が達成されるのかということはありませんけれども。もう一点では司書の方今は3名ですか、いらっしゃいます。臨時職員の司書の方もいらっしゃいますが、平成24年度以前は小学校にも出向いて図書の連携をしていますよね。たまたま25年度になってその連携が途切れていると聞いているのですが、その辺も確認したいと思います。以前は、図書館事業と小学校との連携はやってたというふうに認識していますが、その点の確認をしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）まず、後段の周辺校があった時については、ブックモバイル移動図書館が各学校に行った時に本の提供で、学校に入って子ども達と対応を直接やっていないが、リクエストのあった本をブックモバイルで運搬したというのが主なので、今回先ほど言ったのは新たに学校に行って学校図書館これから中学校も整備されますが、バーコードもってやっている、その中で図書館の司書が行って、どの時間に行くか具体的に検討しなければならないが、司書としての子ども達に読み聞かせるための、いろんな話をしてもらうのが狙いで、只貸出のためのブックモバイルと違うということをご理解願いたい。それから先ほど一般質問にあったのですが、もっと先送りして慎重に住民の声を聞いたかどうかということですが、一般質問でも答えたように、図書館の協議会委員だとか社会教育委員だとか教育委員会を得ているような論議をして進んでまして、当然議会も総務文教常任委員さんにも、昨年の暮れからいろんなご提案をして、議員さんとしても先進地の指定管理の視察をしていただきながら基本的には常任委員会の報告の中でご提案があった、一定の要件が整えばだとか、留意事項、図書は地元購入、職員の配置とかをクリアすれば、教育委員会は基本的に議会の皆様にご理解いただければ、来年の4月導入に向けて準備をしていきたいと考えています。以上です

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。他に質問ありませんか。

9番 遠藤議員。

○9番（遠藤満夫君）総務文教常任委員会で3カ所視察させていただいて、いろいろ考えたことは、やはり先ほど町長が言っていたように、図書館は営利目的ではない、その中で管理運営

費について、申請団体の方々も試算をして、これだけの人を雇ったらこれだけかかりますよと、だしてもらっては、そのとおりでとお思います。はじめから、これだけでやりなさいというのは、ダメだと思います。雇う人間とまつわる人権費、これだけの時間帯を決めたのがいいかどうか解りませんが、これはあくまでも指定管理を受けた方が考えることであって、いかに住民サービスができるかというのが基本ですから、受けた団体が多少変更されても差し支えないと思います。そこが基本だと思います。町長が言ったように、人権費にかかる経費を綿密に計算をして、町と指定管理について十分話し合うと、これを重点的にやってほしいと思ってます。

○議長（坂田秀昭君）意見としてでよろしいですか。他に質問はありませんか。

1番 林議員。

○1番（林幸雄君）先ほどの、工藤議員の質問で確認したいのですが、今働いている図書館職員の意見としては4月1日からやっていくのは難しいですよと聞こえたのですが、その辺はどう受け止めて答弁されたのか、先ほどの答弁に無かったようなので確認したいのですが。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）私の理解としては、先ほどの一般質問ではもっと町民の意見を聴きなさいと言うことでした。確かに、町民からアンケートを取ったわけではありませんので、町民のボランティアで図書館活動されている方もいると思います。図書館協議会委員さんもある程度の年数で交代されてるので、図書館活動の中で町民の方のもっと広い範囲の意見を聞いてはどうかと思うと思っています。林議員の言われたのは、図書館職員の意見を聞いたのかということだと思いますが、教育委員会としては、当然職員に立ち上げるときから説明して資料を渡して随時説明して、移行するような予定で進めますよということは、教育もしていますので、図書館からそのようなことは出てませんので、工藤議員が言われているのは一般町民の方で図書館活動してきた方に意見を聞いてはどうですか、という意見に答えたつもりです。

○議長（坂田秀昭君）いいですね。

7番 工藤議員。

○7番（工藤孝一君）私の質問の趣旨は、現場の職員の意思がどうと言うことではなく、現場の司書は以前は小学校に出向いていたが、25年度になって、そういう計画が無いと聞いています。ということです。

○議長（坂田秀昭君）他にございますか。

7番 工藤議員。

○7番（工藤孝一君）図書館には重要な行政書類を蔵書しています。閉架書庫はどうするのでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

瀧口社会教育課長。

○社会教育課長（瀧口顕君）閉架書庫も、当然指定管理者さんをお願いするんですが、今考えているのは購入も除籍も指定管理者さんにやってもらうんですけども、ただ、郷土資料とか価値のあるもので、一回無くすと手に入らないような大事なものは教育委員会に事前協議していただいて除籍するようにしたい、指定管理者さんの判断だけで処分することは考えていません。あくまでも事前協議でと考えております。

○議長（坂田秀昭君）他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(坂田秀昭君) なければ提案された形の中で、今後検討しながら進めていくということ
でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(坂田秀昭君) それではこれで、この件につきましては閉じさせていただきます。

◎太陽光発電所建設計画について

○議長(坂田秀昭君) 次に、その他といたしまして、太陽光発電所建設計画についてを議題と
いたします。

説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木祐之君) それでは、その他としまして私の方から昨年来ご協議ご報告申
し上げておりました、双日株式会社を母体とする、メガソーラー事業、太陽光発電所の建設計
画につきまして、既に報道等でご承知とは思いますが、本格的に事業着手がなされましたので
概要につきまして簡単にご報告申し上げます。報道でも公表されましたとおり、双日はグリー
ンエネルギーの創出、持続可能な社会の実現を目指し、本町をはじめ国内4カ所で総事業費約
350億円を投じ、総発電容量10万6千キロワット、106メガワットとなります太陽光発
電事業を展開されるとされています。その中でも建設着工、稼働体制入りが最も早く進むのが
本町の発電所事業で、8月早々から地盤造成等の工事に着手されたところです。お配りした資
料にありますとおり、発電所の管理・運営等を行うのは、双日が100%出資する事業会社の
「未来創電斜里小清水株式会社」という会社で、去る3月4日付けで会社設立、法人登記が本
町内の住所になされております。当初の計画どおり、建設場所は、中里419番地ほかの旧中
島澱粉工場跡地周辺約23haの敷地で、発電所の名称を「小清水太陽光発電所」とし、総容量
は約9メガワット、およそ35,000枚の太陽光パネルが建設される予定となっています。
事業投資額は30億円前後、建設工事は、日揮株式会社の100%子会社が請け負いまして、
来年2014年秋には完工、11月には商業運転を稼働し、発電された全量を北電に売電する
計画で進められております。既に造成工事等は始まっておりますが、来る10月4日に、事業
母体である双日の関係者等によりまして起工式が執り行われると伺っておりまして、年内の造
成等工事を経て来春からは本格的なパネル等の建設工事が進められるものと思われま

す。資料裏面には、黄色く着色された部分が建設予定地とパネルが設置された完成予想図のイ
メージが載っておりますので、参考としていただきたいと思います。以上、簡単ではありますが、事業概要等につきましてご報告させていただきます。

○議長(坂田秀昭君) 特にありましたら質疑を受けます。なければ経過報告と言うことでよろ
しいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎閉会の宣告

○議長(坂田秀昭君) 以上で全員協議会の議題については全て終了いたしました。

これをもって全員協議会を閉会いたします。

慎重にご協議いただきありがとうございました。

(閉会 午後2時55分)